

# 一般財団法人北陸郵便局長協会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人北陸郵便局長協会という。

### (事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

### (目 的)

第 3 条 この法人は、北陸地方における郵便局の業務の円滑な運営を図り、会員の相互扶助に関する事業を行い、もって郵政事業の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 郵便局建物の敷地の取得及び郵便局開設の相談並びに助言
- (2) 前号の取得、開設の資金の貸付及び回収
- (3) 郵便局建物の保守及び改善の指導
- (4) 郵便局建物の修繕、改造資金の貸付及び回収
- (5) 郵便局建物及び同敷地の所有
- (6) 会員からの積立金の積立及び返還
- (7) 会員の相互扶助及び福利厚生
- (8) 損害保険代理店業務
- (9) 郵便局利用者及び地方公共団体への業務支援並びに物品の寄贈
- (10) その他前各号に定める事業を達成するための必要な事業

2 前項の事業については、富山県、石川県及び福井県において行うものとする。

### (会 員)

第 5 条 この法人は、北陸地方の郵便局長をもって会員とする。ただし、評議員会において特に認めたものを含む。

### (事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第2章 財産及び会計

### (財産の種別)

第 7 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うため、不可欠なものとして理事会が

定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 8 条 この法人は、基本財産について、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分または担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3箇月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 公益目的支出計画実施報告書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定期評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類については、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

5 この法人は、第 1 項の定期評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 11 条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

第 3 章 評議員及び評議員会

(定 数)

第 12 条 この法人に、評議員 3 名以上 8 名以内を置く。

(選任等)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(権限)

第14条 評議員は評議員会を構成し、第17条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができます。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第12条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬)

第16条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により、別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による。

(構成及び権限)

第17条 評議員会は、全ての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 役員及び評議員の報酬並びに費用の額の決定及びその規程

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の承認

(5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(6) 残余財産の処分

(7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(8) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第20条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎年1回毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

(招 集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記した書面をもって、招集の通知をしなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決 議)

第23条 評議員会の決議は、法令及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 前項にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業の全部又は一部の譲渡
- (4) 一般財団法人の継続
- (5) 合併

3 前項第2号にかかわらず、この法人の目的、事業並びに評議員の選任及び解任に係る定款の変更の決議は、議決に加わることのできる評議員の三分の三以上に当たる多数をもって行わなければならない。

4 前各項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印するものとする。

(評議員会運営規則)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める「評議員会運営規則」による。

#### 第4章 役員及び理事会

(種類及び定数)

第27条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事、1名を業務執行理事（常勤）とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は理事会において選定する。
- 3 前項で選任された代表理事は理事長に就任し、業務執行理事は専務理事に就任する。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいざれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事、業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。

と。ただし、その請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の開催日とする招集通知が發せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (任 期)

- 第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
  - 4 役員は、第27条第1項に定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (解 任)

- 第32条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

#### (報酬等)

- 第33条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による。

#### (取引の制限)

- 第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における

- るこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第45条に定める「理事会運営規則」によるものとする。

(理事会の設置)

- 第35条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(理事会の権限)

- 第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解任
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(理事会の種類及び開催)

- 第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第30条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

- 第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号による場合は監事が、理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を招集することができる。

(理事会の議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。  
2 前項の規定は、第29条第3項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。  
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める「理事会運営規則」による。

## 第5章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て、変更することができる。

- 2 前項にかかわらず、第3条に規定する目的及び第4項に規定する事業並びに第13条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法に変更する場合には、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議を要する。

### (解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由による法人の目的である事業の成功の不能及びその他法令で定めた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算する場合に有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

## 第6章 事務局

### (設置)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に所要の職員を置く。  
3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。  
4 事務局の組織及び運営に關し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

### (備付け帳簿及び書類)

第50条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款  
(2) 理事、監事及び評議員の名簿  
(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類  
(4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類  
(5) 財産目録  
(6) 役員等の報酬規程  
(7) 事業計画書及び収支予算書  
(8) 事業報告書及び計算書類等  
(9) 監査報告書  
(10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第51条第2項に定める「情報公開規程」によるものとする。

(情報公開)

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第53条 この法人の公告は、電子公告による。

(委 任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(附 則)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 第28条の規定にかかわらず、この法人の最初の代表理事は上田彦哉とし、業務執行理事は皿澤三雄とする。

(附 則)

この定款は、令和2年12月28日から第5条及び第46条の一部を改正して施行する。